

【報告事項】

第 3 期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査 及び子どもの貧困実態調査について

[こども支援課]

1 事業目的

本市に居住する子どもや保護者を対象とした調査を行うことにより、実効性のある計画策定につなげるもの。

2 事業内容

子ども・子育て支援法に基づく「第 3 期富山市子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」の策定（計画期間：令和 7 年度～令和 11 年度）に向け、国の手引き等に基づいて必要な調査を行う。

【スケジュール（案）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査内容の検討												
調査業務委託契約												
調査の実施												
調査結果の分析等												
子ども・子育て会議												

※ 子ども・子育て会議を 8 月又は 9 月に 1 回、2 月以降に 1 回実施予定

【報告事項】**子育て支援情報発信事業について**

[こども支援課]

1 事業目的

安心して子育てできる環境づくりのため、市広報やLINE等を活用し、子育て支援に関する情報発信の強化に取り組むもの。

2 事業内容**(1) 市広報での発信**

子育て支援に関する特集ページの作成（年3回掲載予定）

(2) 市公式LINEの活用

市公式LINEで面談予約等ができる機能の追加

(3) 子育て支援関係団体への研修

本市の子育て支援施策を整理したパンフレットを作成し、民生委員児童委員協議会等の関係団体への研修を実施する。

【報告事項】

放課後児童健全育成事業障害児受入強化推進事業について

[こども支援課]

1 事業目的

放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブに対する補助制度を拡充することにより、放課後児童クラブにおける障害児の受入を推進するもの。

2 事業内容

放課後児童クラブが障害児を3人以上受け入れる場合、既存の障害児受入に対する補助に加え、追加の職員配置に係る経費を補助。

補助額：1クラブあたり 1,638千円

	① 既存の障害児受入に対する補助制度	② 拡充する補助制度
受入れ 障害児数	1人以上	3人以上
職員 配置基準	通常職員配置に加え、専門的知識等を有する職員1名の配置 (例) 通常配置2名+障害児担当1名	①の職員配置に加え、専門的知識等を有する職員1名の配置 (例) 通常配置2名+障害児担当2名
補助額	1,638千円	①に加えて 1,638千円

【報告事項】

医療的ケア児保育支援事業について

[こども保育課]

1 事業目的

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことを受け、医療的ケア児及びその家族への切れ目ない適切な支援を行うため、本市の保育施設における医療的ケア児の受入れ体制を整えるもの。

2 事業内容

(1) 医療的ケア児を受入れる私立保育施設への補助

医療的ケア児を受入れる私立保育施設へ看護師等の配置などにかかる費用について助成する。

補助予定施設数 5か所

(2) 市立保育所における医療的ケア児の受入れ

市立愛宕保育所において、令和5年4月から医療的ケア児の受入れを開始する。

3 本市の医療的ケア児の状況

(1) 本市で把握している在宅の医療的ケア児数（障害福祉課調べ）

未就学児	小学生	中学生	中学卒業 以上	計
27人	39人	17人	4人	87人

※令和4年4月1日現在

(2) 市内保育施設を利用している医療的ケア児数

市立	私立	計
2人 (1施設)	5人 (4施設)	7人 (5施設)

※令和5年5月1日現在

【報告事項】**ひとり親家庭スマート学習支援事業について**

[こども福祉課]

1 事業目的

ひとり親家庭等の高校生が経済的事情を理由に進学や通学を断念することのないよう、高校生への学習支援を行うことで、現在実施している中学生向けの学習支援事業や大学等進学者向けの奨学給付事業等との相乗効果を図り、切れ目ない支援を行うもの。

2 事業内容**(1) 対象者**

ひとり親家庭（児童扶養手当受給者）等の高校生 定員 50名

(2) 支援内容

- ①通所学習支援（とやま市民交流館において16回実施予定）
- ②オンライン学習支援
- ③インターネット上での学習教材の提供
- ④個別面談の実施
- ⑤進路情報セミナーの実施（進路や学習方法、市の奨学金や貸付等の情報）

【報告事項】**ひとり親オンライン面談・手続事業について**

[こども福祉課]

1 事業目的

ひとり親世帯は時間の制約が厳しく、オンラインによる手続き等を希望する声が多いことから、オンライン面談を行うことで、ひとり親世帯等の負担軽減を図るもの。

2 事業内容

児童扶養手当の現況届等の手続きにおいて、希望する対象者に対してオンライン会議システムを利用した面談を行う。また、あわせて通年のひとり親アテンダントによる相談においても活用する。

(1) 対象者

児童扶養手当と特別児童扶養手当両方の受給資格をもつ者 約 100名

(2) 経費

オンライン面談に要する備品購入等

【報告事項】

養育費関連手続き等サポート事業について

[こども福祉課]

1 事業目的

ひとり親家庭の子どもが離婚後も経済的・精神的に安定した生活を送ることができるよう、養育費の確保及び面会交流に関する取り決め文書（公正証書等）の周知や文書作成を支援するもの。

2 事業内容

(1) 周知用パンフレット作成等

養育費や面会交流に関して取り決めるべき内容や作成方法、離婚前後の各種手続き等についてまとめたパンフレットを作成し配布する。

(2) 文書作成補助

養育費の取り決めに関する公正証書等の作成に要した費用を助成する。

①補助対象者:児童扶養手当受給者又は同等の所得水準・世帯構成にある者

②補助限度額:申請者1人あたり3万円

※ 弁護士費用、養育費保証サービス費用は補助対象に含まない。

【報告事項】**子育て世帯生活支援特別給付金支給事業について**

[こども福祉課]

1 事業目的

物価高騰に直面し、家計が悪化している低所得の子育て世帯を支援するため、国の「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」に基づき、給付金を支給するもの。

2 事業内容**【支給対象者】**(1) ひとり親世帯等

- ① 令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）
- ② 公的年金給付等を受けていることにより、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（要申請）
- ③ 児童扶養手当の支給を受けていない者で、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している者と同様の事情にあると認められる者（要申請）

(2) その他の低所得の子育て世帯

- ① 令和 4 年度の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給対象者である者（申請不要）
- ② ①のほか、対象児童（令和 5 年 3 月 31 日時点で 18 歳未満の子（障害児については 20 歳未満））の養育者で、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（要申請）

※令和 5 年 3 月以降令和 6 年 2 月末までに生まれる新生児も対象

【給付額】 児童一人あたり一律 5 万円

【対象世帯数（対象児童数）】 4, 300 世帯（6, 500 人）※見込数

[報告事項]

多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業について

[こども健康課]

1 事業目的

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも妊婦健康診査の回数が多くなることから、健診費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るもの。

2 事業内容

(1) 対象者

多胎妊娠の妊婦で、令和 5 年 4 月 1 日以降に妊婦健康診査において 1 4 回を超えて受診し、健診費用が自己負担となった方

(2) 助成内容

1 回あたり上限 5 千円（最大 5 回まで）

[報告事項]

低所得者の妊婦に対する初回産科受診料支援事業について

[こども健康課]

1 事業目的

所得の低い妊婦の妊娠判定のための初回産科受診料を助成することで、経済的負担の軽減を図るもの。

2 事業内容

(1) 対象者

非課税世帯・生活保護受給世帯の妊婦で、令和5年4月1日以降に、妊娠判定のために初めて産科医療機関等を受診し、検査を受けた方

(2) 助成内容

妊娠判定のための初回産科受診料 上限1万円

[報告事項]

出産・子育て応援事業について

[こども健康課]

1 事業目的

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体的に実施することで、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するもの。

2 事業内容

出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報提供を行うとともに、面談後に「出産・子育て応援ギフト」を支給する。

(1) 妊娠届出時の面談

面談後の申請により、「出産応援ギフト（5万円）」を支給

(2) 妊娠8か月頃のアンケート及び面談（面談は希望者のみ）**(3) 出生届出後の面談**

面談後の申請により、「子育て応援ギフト（子ども1人につき5万円）」を支給

【報告事項】**子育て支援センター事業について**

[子育て支援センター]

1 事業目的

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感及び不安感の増大に対応するため、市内各所に子育て支援の拠点施設の設置を推進することにより、地域における子育て支援の充実を図り、子どもの健やかな育ちを推進するもの。

2 事業内容

令和5年4月から子育て支援センターを新たに1か所設置し、市内16か所（直営2か所、指定管理3か所、民間委託11か所）の子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流を促進するとともに、専門職員による相談や指導、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習会等を実施する。